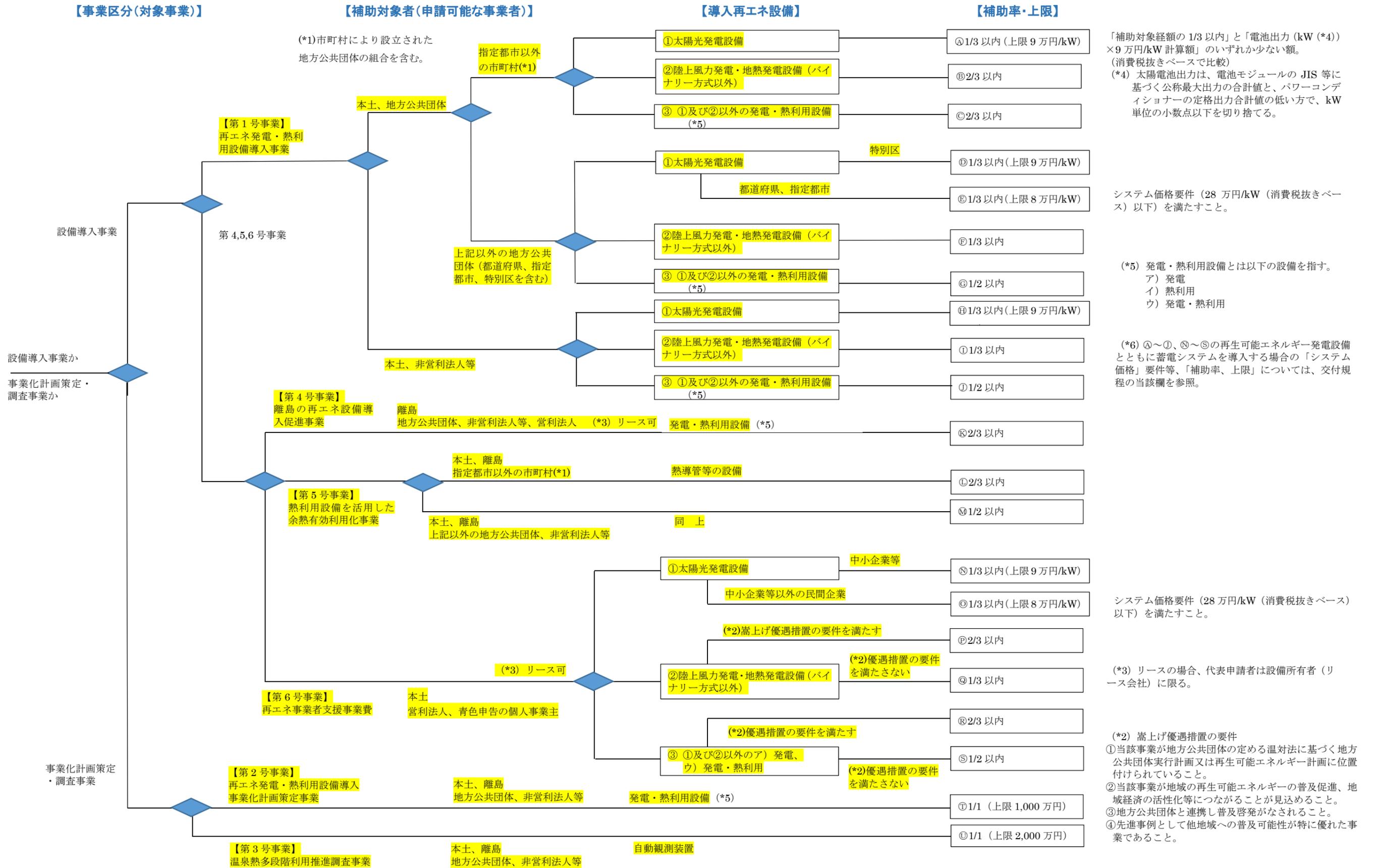


表2 支援事業メニューのまとめ表
事業区分（対象事業）、補助対象者、導入設備別の補助率、上限一覧



「補助対象経額の1/3以内」と「電池出力(kW(*4))×9万円/kW計算額」のいずれか少ない額。(消費税抜きベースで比較)
(*4) 太陽電池出力は、電池モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方で、kW単位の小数点以下を切り捨てる。

システム価格要件(28万円/kW(消費税抜きベース)以下)を満たすこと。

(*5) 発電・熱利用設備とは以下の設備を指す。
ア) 発電
イ) 熱利用
ウ) 発電・熱利用

(*6) ㉑～㉚の再生可能エネルギー発電設備とともに蓄電システムを導入する場合の「システム価格」要件等、「補助率、上限」については、交付規程の当該欄を参照。

システム価格要件(28万円/kW(消費税抜きベース)以下)を満たすこと。

(*3) リースの場合、代表申請者は設備所有者(リース会社)に限る。

(*2) 嵩上げ優遇措置の要件
①当該事業が地方公共団体の定める温対法に基づく地方公共団体実行計画又は再生可能エネルギー計画に位置付けられていること。
②当該事業が地域の再生可能エネルギーの普及促進、地域経済の活性化等につながるが見込めること。
③地方公共団体と連携し普及啓発がなされること。
④先進事例として他地域への普及可能性が特に優れた事業であること。